令和　　年　　月　　日

備前市長　様

デジタル防災行政無線（同報系）戸別受信機貸与申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　請　者 | 住　　　所 | 〒備前市 |
| 世帯主氏名（事業所・施設・団体にあってはその名称と代表者名） | 代筆の場合（氏名：　　　　　続柄：　　　　） |
| 電話番号 |  |

**※戸別受信機の貸与を希望しますので、裏面の記載事項に同意のうえ申請します。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 戸別受信機 | Ａ | 標準型戸別受信機 |
| Ｂ | 文字表示機能付き戸別受信機※聴覚障がいのある方が居住する世帯等を対象とします。 |

　　　　　　　　　　　　　**※Ａ又はＢに〇を付けてください。**

【事務処理欄】（市処理欄となりますので、記入しないでください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受信機製造番号 |  | 受　付　日 | 　　年　　月　　日 |
| 整理番号 |  | 受　渡　日 | 　　年　　月　　日 |
| 処理・確認者 |  |
| 備考 |  |

【裏面も必ずご確認ください】

**同意事項**

【個人情報の確認】

戸別受信機の管理のため、記載した申請内容に係る情報を備前市職員が関係機関等に確認及び設備保守情報として利用することがある。

【戸別受信機の設置】

・電波の受信状況により外部アンテナが必要になる場合は、建物壁面等にケーブ

ル用の穴が必要となる。

・必要な工事ができない場合は、戸別受信機が設置できない場合がある。

・設置場所には、電気のコンセントが必要のため、設置後の電気料及び非常時用

電源（電池）の交換費用は、利用者の負担となる。

【戸別受信機の管理】

使用者は、受信機の使用にあたって十分に注意を払い、常に正常な状態に保つように、次に掲げる項目について、定期的に点検を行うものとする。

(1)電源部のランプ点灯の状態

(2)電源コードの接続状態

(3)電池の装着状態及び定期交換

(4)音声受信時の不具合の有無

【戸別受信機の移譲等の禁止】

受信機を第三者に譲渡し、又は売却してはならない。

【戸別受信機の返還】

貸与を受ける資格（転居、死亡など）を喪失したときは、直ちに戸別受信機返還届(別記第2号様式)を危機管理課に提出し、受信機を返還しなければならない。

【お問合せ先】備前市役所　危機管理課　電話：０８６９－６４－１８０９